

山梨県公報

号外第五号

平成二十八年
二月十日

水曜日

目次

公 告

○富士山景観配慮地区の指定等の案……………一

公 告

● 富士山景観配慮地区の指定等の案

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(平成二十七年山梨県条例第四十六号)第五條第一項の規定により富士山景観配慮地区を指定し、並びに山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第一号。以下「規則」という。)別表一の項イ、六の項イ及び七の項イ並びに備考の規定により同表一の項イ、六の項イ及び七の項イに規定する工作物の規模を定めるため、同条第三項(同表一の項イ、六の項イ及び七の項イにおいてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり公告するとともに、これらの案を公衆の縦覧に供する。

なお、富士山景観配慮地区の指定をしようとする区域内の土地の所有者その他の利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、これらの案について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 富士山景観配慮地区の区域

別図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、県の区域に属する区域(「別図」は、省略する。)

二 規則別表一の項イ、六の項イ及び七の項イに規定する工作物の規模別表のとおり

三 縦覧の場所等

1 縦覧の場所

山梨県知事政策局富士山保全推進課、富士吉田市役所、身延町役場、西桂町役場、

忍野村役場、山中湖村役場、鳴沢村役場及び富士河口湖町役場

2 縦覧の期間

平成二十八年二月十日から同月二十四日まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)

3 縦覧の時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

四 意見書の提出先等

1 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事政策局富士山保全推進課

2 提出様式

別記様式のとおり

3 提出期限

平成二十八年二月二十四日

別表

富士山景観配慮地区内の区域		市町村		工作物の規模		
富士山景観配慮地区内の区域		大字等	法令に基づく指定地域等	規則別表一の項イに規定する建築物の規模	規則別表六の項イに規定する遊戯施設の規模	規則別表七の項イに規定する太陽光発電施設の規模
一 富士 吉田市	イ 大字新倉	ロ 大字上暮地	高さ二十五メートル	高さ二十五メートル	高さ十三メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル
ハ 大字	(1) 富士	(イ) 一般	高さ十三メートル	高さ十三メートル	同一敷地内	

上吉田	山世界	国道百	一ト	の地上部分
	遺産保	三十九	建築面積一	の水平投影
	全地域	号(上	万平方メー	面積の和一
	の区域	宿交差	ト	万平方メー
	(国立	点から	ト	ト
	公園の	金鳥居		
	区域を	交差点		
	除く。	までの		
		区間に		
		限る。		
		の敷地		
		境界線		
		から当		
		該道路		
		の東側		
		に存す		
		の間の		
		川の左		
		岸まで		
		の区域		
		及び当		
		該道路		
		の西側		
		の敷地		
		境界線		
		から当		
		該道路		
		の西側		
		に存す		
		の間の		
		川の右		
		岸まで		

二南巨 摩郡身 延町	イ大字 釜額	(1) 森林の区域	(2) (1)の区域以外の区域	の区域	高さ十八メ 一ト	高さ十八メ 一ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト
					高さ二十メ 一ト	高さ二十メ 一ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト
					高さ十六メ 一ト	高さ十六メ 一ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト
					延べ面積三 千平方メー ト	延べ面積千 平方メー ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト
					延べ面積三 千平方メー ト	延べ面積千 平方メー ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト
					延べ面積三 千平方メー ト	延べ面積千 平方メー ト	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー ト

		ロイの区域以外の区域			
(3) (1)及び(2)の区域	(1)及び(2)の区域を除く。	(2) 本栖湖の周回道 路の山側の敷地境 界線から山側五十 メートル以内の区 域(1)の区域を除 く。)及び当該敷 地境界線に囲まれ た区域(1)の区域 を除く。)	(1) 森林の区域	(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	(1)の区域を除く。
高さ十六メ ートル	高さ十六メ ートル	高さ十六メ ートル	高さ十三メ ートル	高さ十六メ ートル	積二千平方 メートル
高さ十六メ ートル	高さ十六メ ートル	高さ十六メ ートル	高さ十三メ ートル	高さ十六メ ートル	積二千平方 メートル
同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	積二千平方 メートル

		五 南都 留郡山 中湖村		四 南都留郡忍野村		三 南都留郡西桂町		以外の区域	
	ロイの区域以外の区域	(1) 森林の区域	イ 大字山中字北嶋、字藤塚、 字杏木道下、字萩塚、字見通 道下、字出口道下、字冲新畑、 字新畑及び字梨ヶ原						
		高さ十三メ ートル	高さ十五メ ートル	高さ十メ ートル	高さ十三メ ートル	高さ十三メ ートル	高さ十三メ ートル	積二千平方 メートル	積二千平方 メートル
		延べ面積千 平方メートル	建築面積一 万平方メ ートル	建築面積一 万平方メ ートル	延べ面積千 平方メ ートル	延べ面積千 平方メ ートル	延べ面積千 平方メ ートル	積二千平方 メートル	積二千平方 メートル
		積千平方メ ートル	積一万平方 メートル	積一万平方 メートル	積千平方メ ートル	積千平方メ ートル	積千平方メ ートル	積二千平方 メートル	積二千平方 メートル
		同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	同一敷地内	積二千平方 メートル	積二千平方 メートル

七 南都 留郡富 士河口 湖町	イ 大字 船津、 大字小 立、大 字勝山 及び大 字大嵐	(1) 河口湖の周回道 路の山側の敷地境 界線から山側五十 メートル以内の区 域及び当該敷地境 界線に囲まれた区 域	高さ十六メ ートル	高さ十六メ ートル	同一敷地内 の地上部分
		(2) 山中湖の周回道 路の山側の敷地境 界線から山側五十 メートル以内の区 域(1)の区域を除 く。)及び当該敷 地境界線に囲まれ た区域(1)の区域 を除く。)	高さ十五メ ートル	高さ十五メ ートル	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル
六 南都留郡鳴沢村		(1) 及び(2)の区域 以外の区域	高さ二十メ ートル 建築面積一 万平方メー トル	高さ二十メ ートル 地上部分の 水平投影面 積一万平方 メートル	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー トル
		(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	高さ十五メ ートル 建築面積二 千平方メー トル	高さ十五メ ートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	同一敷地内 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル
水・湖畔景観形成 地域が設定された 区域(1)の区域を 除く。)					
(4) 富士 河口湖 町景観 計画に おいて 森林景 観形成 地域が 設定さ れた区 域(1) の区域	(イ) 富士 山景観 形成地 域	高さ十五メ ートル 建築面積一 万平方メー トル 地上部分の 水平投影面 積一万平方 メートル	高さ十八メ ートル 高さ十八メ ートル	高さ十五メ ートル 高さ十六メ ートル	同一敷地内 の地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー トル

ハ 大字		ロ 大字 浅川、 大字河 口、大 字大石 及び大 字長浜		西湖、 大字西 湖西及 び大字 西湖南	
(1) 森林の区域	(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	(2) 河口湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域(1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域(1)の区域を除く。)	(1) 森林の区域	(2) 西湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域(1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域(1)の区域を除く。	(1) 森林の区域
高さ十三メートル	高さ十六メートル 建築面積二 千平方メー トル	高さ十六メートル 延べ面積三 千平方メー トル	高さ十三メートル 延べ面積千 平方メー トル	高さ十六メートル 延べ面積三 千平方メー トル	高さ十三メートル 延べ面積千 平方メー トル
高さ十三メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十三メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十三メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル
同一敷地内	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル
				ニ 大字 精進	
(2) 精進湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域	(1) 森林の区域	(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	(2) 西湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域(1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域(1)の区域を除く。	(1) 森林の区域	(2) 西湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域(1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域(1)の区域を除く。
高さ十六メートル 延べ面積三千平方メートル	高さ十三メートル 延べ面積千平方メートル	高さ十六メートル 延べ面積二 千平方メー トル	高さ十六メートル 延べ面積三 千平方メー トル	高さ十三メートル 延べ面積千平方メートル	高さ十六メートル 延べ面積三 千平方メー トル
高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十三メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十三メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル
同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル	同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和二千平方メートル

		ホ 大字 本栖			
(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	(2) 本栖湖の周回道路の山側の敷地境界線から山側五十メートル以内の区域(1)の区域を除く。)及び当該敷地境界線に囲まれた区域(1)の区域を除く。)	(1) 森林の区域	(3) (1)及び(2)の区域 以外の区域	(1)及び(2)の区域 以外の区域	(1)及び(2)の区域 以外の区域
高さ十六メートル 建築面積二 千平方メー	高さ十六メートル 延べ面積三 千平方メー トル	高さ十三メートル 延べ面積千 平方メー トル	高さ十六メートル 建築面積二 千平方メー トル	高さ十六メートル 建築面積二 千平方メー トル	高さ十六メートル 建築面積二 千平方メー トル
高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十三メートル 地上部分の 水平投影面 積千平方メ ートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル	高さ十六メートル 地上部分の 水平投影面 積二千平方 メートル
同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和二	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和千 平方メー トル	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和二 千平方メー トル

		備考	
へ 大字富士ヶ嶺		高さ十五メートル 建築面積一 万平方メー トル	積二千平方 メートル トル
		高さ十五メートル 地上部分の 水平投影面 積一万平方 メートル	同一敷地内の 地上部分 の水平投影 面積の和一 万平方メー トル
<p>一 「富士山世界遺産保全地域」とは、富士吉田市富士山世界遺産条例(平成二十年富士吉田市条例第三十九号)第六条第一項に規定する富士山世界遺産保全地域をいう。</p> <p>二 「国立公園」とは、自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二条第二号に規定する国立公園をいう。</p> <p>三 「森林」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林をいう。</p> <p>四 「本栖湖の周回道路」とは、二級河川本栖湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。</p> <p>イ 一般国道三百号(南都留郡富士河口湖町大字本栖地内の一般県道本栖湖畔線との交差点から南巨摩郡身延町大字中ノ倉地内の一般県道本栖湖畔線との交差点までの区間に限る。)</p> <p>ロ 一般県道本栖湖畔線(全区間)</p> <p>五 「山中湖の周回道路」とは、一級河川山中湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。</p> <p>イ 一般国道百三十八号(明神前交差点から旭日丘交差点までの区間に限る。)</p> <p>ロ 一般国道四百十三号(旭日丘交差点から一般県道富士吉田山中湖自転車道線との交差点までの区間に限る。)</p> <p>ハ 一般県道富士吉田山中湖自転車道線(村道平野八十一号線との交差点から一般国道四百十三号との交差点までの区間に限る。)</p> <p>ニ 一般県道山北山中湖線(村道平野八十一号線との交差点から明神前交差点までの区間に限る。)</p> <p>ホ 村道平野八十一号線(一般県道山北山中湖線との交差点から一般県道富士吉</p>			

六 田山中湖自転車道線との交差点までの区間に限る。）
「河口湖の周回道路」とは、一級河川河口湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。

イ 一般国道百三十七号（一般県道青木ヶ原船津線との交差点から主要地方道河口湖精進湖線との合流点までの区間に限る。）

ロ 主要地方道河口湖精進湖線（一般国道百三十七号との合流点から南都留郡富士河口湖町大字長浜地内の一般県道青木ヶ原船津線との交差点までの区間に限る。）

ハ 一般県道青木ヶ原船津線（南都留郡富士河口湖町大字長浜地内の主要地方道河口湖精進湖線との交差点から町道四〇六五号線との交差点までの区間及び交番前交差点から一般国道百三十七号との交差点までの区間に限る。）

ニ 町道三〇三六号線（町道四〇六五号線との交差点から交番前交差点までの区間に限る。）

ホ 町道四〇六五号線（全区間）

七 「富士山景観形成地域」とは、富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に關する指針（次号及び第九号において「指針」という。）第二条第一項第一号に規定する富士山景観形成地域をいう。

八 「富士五湖景観形成地域」とは、指針第二条第一項第二号に規定する富士五湖景観形成地域をいう。

九 「市街地」とは、指針第二条第一項第三号に規定する市街地をいう。

十 「西湖の周回道路」とは、二級河川西湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。

イ 主要地方道河口湖精進湖線（南都留郡富士河口湖町大字西湖地内の一般県道青木ヶ原船津線との交差点から町道〇一七三三号線との交差点までの区間に限る。）

ロ 一般県道青木ヶ原船津線（町道〇一七三三号線との交差点から南都留郡富士河口湖町大字西湖地内の主要地方道河口湖精進湖線との交差点までの区間に限る。）

ハ 町道〇一七三三号線（全区間）

十一 「精進湖の周回道路」とは、二級河川精進湖の外縁部又はその付近を周回する道路で次に掲げる道路からなる道路をいう。

イ 一般国道百三十九号（一般県道精進湖畔線との交差点から赤池交差点までの区間に限る。）

ロ 一般国道三百五十八号（赤池交差点から一般県道精進湖畔線との合流点まで

の区間に限る。）
ハ 一般県道精進湖畔線（全区間）

別記様式

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

富士山景観配慮地区の指定等に係る意見書

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第5条第4項（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例施行規則別表一の項イ、六の項イ及び七の項イの規定によりその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり意見書を提出します。

- 1 所有地その他の利害関係を有する土地の所在地
- 2 利害関係の内容
- 3 富士山景観配慮地区の指定等の案に対する意見
- 4 連絡先

注1 所有地その他の利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付すること。

2 利害関係の内容は、具体的に記載すること。